

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28年4月1日条例第35号）（抄）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	大阪市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、 <u>市会議員の報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務</u>
省 略	省 略	省 略

（共同設置の附属機関）

第1条の2 省 略

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

2 省 略

大阪市特別職報酬等審議会規則（昭42年12月5日規則第78号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定に基づき、大阪市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、大阪市の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験者及び市民の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、人事室において処理する。

（施行の細目）

第6条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

会議の公開要領 <大阪市特別職報酬等審議会>

1 公開の方法

(1) 傍聴定員

審議会の傍聴定員は、10名以上とする。

(会場設営等を考慮して、その都度定員を決定する。)

(2) 申込受付

申込みの受付は、会場で会議開催の30分前から開始し、先着順で行い、定員になり次第、受付の終了とする。

(3) 傍聴席

傍聴席には、原則としていすと机を用意する。また、必要に応じて記者席を設けるものとする。

(4) 資料の配布

傍聴者には、原則として委員に配布する資料と同じものを用意する。

(5) 会議中における会場の秩序維持

会議の公正・円滑な運営が妨げられることのないよう、傍聴要領(別紙)を作成し、受付の際に配布して周知するものとする。

傍聴者が傍聴要領の遵守事項に違反し、会議の妨げになると認められる場合、会長は次の措置を講ずることができる。

① 違反した行為を注意する。

② 注意しても、なおこれを改めないときは退場させることができる。

③ 会長の指示(退場の指示)に従わず、会議の公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められる場合については、会議を一時中断することができる。

④ それでも、会場の秩序維持が困難であると認められる場合は、会議を中止することができる。

(6) 写真撮影等の許可

会議の場で、会長の許可を得た場合に限り、傍聴者が写真撮影や録画、録音などを行うことを認める。

(7) 報道機関の取材に対する配慮

報道機関が社会的に重要な役割を果たしていることから、会長の許

可を得たうえで、審議の支障にならない範囲内において取材等に対して配慮する。

2 会議開催の周知

会議開催の周知にあたっては、開催日の1週間前までに、必要な事項を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載する。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 情報の提供

情報の提供として、会議録を作成する。

4 その他

この要領に定めのない事項は、会長が定める。

傍聴要領 <大阪市特別職報酬等審議会>

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、ゼッケンなどを着用しないこと
- (2) 危険物、プラカードなどを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは電源を切るかマナーモードにすること
- (5) 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

